

## 「共済事業実施組合に係る検査マニュアル」 新旧対照表

| 改正後   | 現 行  |
|---|--|
| <p><b>【本検査マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】</b><br/>(削除)</p> <p><b>【財務の健全性・共済計理に関する管理態勢の確認検査用チェックリスト】</b><br/>(2) 共済事業実施組合は、共済契約者等の信認を確保するため、資本の充実や内部留保の確保を図り、リスクに応じた十分な財務基盤を保有することが極めて重要である。財務内容の改善が必要とされる共済事業実施組合にあつては、自己責任原則に基づき主体的に改善を図ることが求められている。<br/>行政庁としても、それを補完する役割を果たすものとして、共済事業実施組合の経営の健全性を確保するため、共済金等の支払能力の充実の状況を示す比率（以下「支払余力比率」という。）という客観的な基準を用い、<u>必要な是正措置命令を迅速かつ適切に発動していくことで、共済事業実施組合の経営の早期是正を促していく必要がある。</u>そのため、支払余力比率について、生協法施行規則及び生協法告示に定めるところにより支払余力及び各リスクに係る部分の算定が正確に行われているかを検証するとともに、資本の充実や内部留保の確保により、リスクに応じた十分な財務基盤となっているかを検証する必要がある</p> <p><b>II. 支払余力比率の適正性</b><br/>1～4 （略）</p> <p>5. 支払余力比率の低下に対する対応策の把握<br/>支払余力比率が低下している場合には、組合等がどのような対応策を検討しているのかを的確に把握するものとする。具体的には、今後の収益見通し、資産の売却、資本増強計画及び各種リスク削減対応策等について、被検査組合等の今後の対応策を的確に把握するものとする。<br/>次に、当該対応策の妥当性を検証し、妥当な対応策に基づき支払余力比率の計算を行った結果として、翌決算期以降において支払余力比率がどの程度となるかを確認し、検査責任者と被検査組合等との認識を一致させるものとする。<br/>さらに、当該決算期及び翌決算期における支払余力比率の水準が<u>施行規則第248条の2及び同第248条の3に定める早期是正措置の発動基準に該当する可能性があるかを検証する。</u></p> | <p><b>【本検査マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】</b><br/><u>(4) なお、平成20年4月1日から生協法の一部改正法が施行されたところであるが、関係法令に必要な経過措置等が規定されているところであり、これらの経過措置等にも留意する必要がある。</u></p> <p><b>【財務の健全性・共済計理に関する管理態勢の確認検査用チェックリスト】</b><br/>(2) 共済事業実施組合は、共済契約者等の信認を確保するため、資本の充実や内部留保の確保を図り、リスクに応じた十分な財務基盤を保有することが極めて重要である。財務内容の改善が必要とされる共済事業実施組合にあつては、自己責任原則に基づき主体的に改善を図ることが求められている。<br/>行政庁としても、それを補完する役割を果たすものとして、共済事業実施組合の経営の健全性を確保するため、共済金等の支払能力の充実の状況を示す比率（以下「支払余力比率」という。）という客観的な基準を用いて、<u>共済事業実施組合の経営の早期改善を促していく必要がある。</u>そのため、支払余力比率について、生協法施行規則及び生協法告示に定めるところにより支払余力及び各リスクに係る部分の算定が正確に行われているかを検証するとともに、資本の充実や内部留保の確保により、リスクに応じた十分な財務基盤となっているかを検証する必要がある。</p> <p><b>II. 支払余力比率の適正性</b><br/>1～4 （略）</p> <p>5. 支払余力比率の低下に対する対応策の把握<br/>支払余力比率が低下している場合には、組合がどのような対応策を検討しているのかを的確に把握するものとする。具体的には、今後の収益見通し、資産の売却、資本増強計画及び各種リスク削減対応策等について、被検査組合の今後の対応策を的確に把握するものとする。<br/>次に、当該対応策の妥当性を検証し、妥当な対応策に基づき支払余力比率の計算を行った結果として、翌決算期以降において支払余力比率がどの程度となるかを確認し、検査責任者と被検査組合との認識を一致させるものとする。<br/>さらに、当該決算期及び翌決算期における支払余力比率の水準が<u>生協法告示第4条の2の水準を下回る可能性があるかを検証する。</u></p> |

